

Title	モロッコ・フェス旧市街の保全再生政策の展開：「住むための遺産」政策と空間形成
Sub Title	The evolution of rehabilitation policies for the Medina of Fez, Morocco spatial re-formation with policies for heritage to live in
Author	松原, 康介(Matsubara, Kosuke)
Publisher	慶應義塾大学湘南藤沢学会
Publication year	2004
Jtitle	Keio SFC journal Vol.3, No.1 (2004. 3) ,p.34- 67
JaLC DOI	10.14991/003.00030001-0034
Abstract	モロッコの旧都フェスの旧市街は、1000年以上にわたって持続し成熟してきた歴史的都市である。旧市街は認知された遺産であるだけでなく、住民が実際に生活する都市であり、保全と同時にその住環境整備をも並行して行っていくことが不可欠である。本稿では旧市街の歴史的環境本来のあり方を参照しながら、フランス保護領時代以来の保全再生政策の展開を考察する。今日用いられる主要な手法は用途転換、街路形成、および住宅の再編成である。The old city of Fez is a historic city that has been sustained and matured over a thousand years. Because the old city is not only a famous heritage site but also a city where people still live, preserving action should be combined with residential environment improvement. Referring to the original scene of historic environment of the old city, I consider the evolution of the rehabilitation policies since French protectorate. The principal actions today are conversion of historic monuments, making of street spaces and reorganization of housing.
Notes	特集「環境からの思考」
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=0402-0301-0200

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特集論文

モロッコ・フェス旧市街の 保全再生政策の展開

「住むための遺産」政策と空間形成

The Evolution of Rehabilitation Policies for the Medina of Fez,
Morocco

Spatial re-formation with policies for heritage to live in

松原 康介 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科後期博士課程
日本学術振興会特別研究員

Kosuke Matsubara / Doctoral Program, Graduate School of Media and Governance, Keio University
Japan Society of the Promotion of Science

モロッコの旧都フェスの旧市街は、1000年以上にわたって持続し成熟してきた歴史的都市である。旧市街は認知された遺産であるだけでなく、住民が実際に生活する都市であり、保全と同時にその住環境整備をも並行して行っていくことが不可欠である。本稿では旧市街の歴史的環境本来のあり方を参照しながら、フランス保護領時代以来の保全再生政策の展開を考察する。今日用いられる主要な手法は用途転換、街路形成、および住宅の再編成である。

The old city of Fez is a historic city that has been sustained and matured over a thousand years. Because the old city is not only a famous heritage site but also a city where people still live, preserving action should be combined with residential environment improvement. Referring to the original scene of historic environment of the old city, I consider the evolution of the rehabilitation policies since French protectorate. The principal actions today are conversion of historic monuments, making of street spaces and reorganization of housing.

Keywords: フェス旧市街、歴史的環境の保全再生、住環境整備、用途転換

1 はじめに

1.1 研究の背景

789年¹に起源を持つモロッコの旧都フェスの旧市街は、地中海とアフリカを結ぶ要衝に位置し、交易の拠点として、また諸学問・工芸の中心として、持続し成熟してきた歴史的都市である。街並みは概して低層超高密で、時として「迷路的」と呼称される複雑な街路網²に特徴がある。

20世紀に入ると、フェスは老朽化と過密化が複合する都市問題に直面した。フランス保護領時代(1912-1956)には旧市街保全の観点から文化財保護行政が確立され、独立モロッコにも継承されていたが、その間フェスが経験した未曾有の過密化と都市拡張は、都市建築の記念碑的な存続ばかりでなく、そこに住む住民にとっての、住環境としての旧市街の存続をも危機に陥れた。都市の1000年以上に及ぶ持続は、建物の新設を巡る、あるいは都市空間の所有や利用を巡る、住民自身の知恵の蓄積、規範の共有なしには不可能であったと考えられるが、保護領化を契機とする急激な近代化と住民の入れ替わりによって、都市の歴史的な更新システムは機能不全に陥っている。1981年にフェスは世界遺産に登録され、UNESCOや世界銀行といった各種国際機関による保全再生の試みが続けられてきたが、その手法は暗渠化や街路拡幅による自動車道路の導入と、それに伴う沿道再開発が中心となってきた。これはいわゆる密集市街地の整備事業といった性格が強い。

伝統的な更新システムから、事業型の整備手法への移行は、都市の存続と空間構成に関わる重大な転機である。しかし、たとえ世界的に認知された都市遺産であるとしても、そこに現実に居住する住民がいる以上、旧市街を歴史的遺産として保全しながら、同時にその住環境整備をも並行して行っていくことが不可欠である。ここにフェスの歴史的環境保全の困難がある。

1.2 研究の目的と方法、及び既往研究について

本研究では、諸々の都市問題の発生・成り立ちと、その対処策として打ち出された一連の都市政策・整備手法との関連を歴史的に明らかにして、都市計画という近代的手法の導入による旧市街の存続形態の変容を考察する。これはより踏み込んだ保全再生計画、あるいは都市像の成立条件を示す基礎資料として有意義であると考えられる。一連の都市政策・整備手法とは、保護領時代の文化財保護行政、独立後に策定された総合計画 S.D.A.U.³、及びより詳細でオペレーショナルな保全再生事業である第一次五カ年計画⁴を指し、それぞれ計画図書など一次資料を中心とした文献調査⁵に加え、行政担当者らへのインタビュー⁶を踏まえた総合的な政策分析を行う。また、存続形態の変容は結果的に空間構成の変容に至るものと考えられ、そうして変容した空間の一端についても観察調査⁷と関連付けて考察したい。

歴史的環境保全の概念については、本稿ではより詳細に、都市・建築の物的存続を目指す政策を「保存」、都市・建築を既存ストックとして活用しようとする政策を「再生」、両者の複合政策を「保全再生」と定義する⁸が、いずれも旧市街が置かれた固有の問題に対処していく中で、独自にその概念が形成され、制度的な発展を見た政策である。

フェスの歴史的環境保全については、S. ビアンカ (S.Bianca)⁹ が過密化の進展から旧市街内の暗渠道路“ルセフ道路”建設へと至る経緯を、M. バルボ (M.Balbo)¹⁰ がデザイン・サーベイを通じた同暗渠道路の空間的特質を議論して、それぞれ実地の再開発案を提出している。しかし、同様な施策は既に旧市街各所でなされており、旧市街全の包括的パースペクティブの構築が不可欠である。吉田¹¹ は保護領時代から現代までの制度的変遷を整理しているが、フェスの存続形態、あるいは空間そのものの変容に踏み入った議論には至っていない。こうした背景には、フェスの旧市街そのものの歴史、構成原理、あるいは都市社会の仕組みが未だ完全には明らかにされておらず、確とした旧市街像が定まらないままに近代的な都市政策を受容せざるをえなかった歴史的事情もあると考えられる。そこで本研

究では、旧市街本来の歴史的環境から保全再生のあり方を考えることを試みる。次節において、フェス旧市街本来の形成プロセスと都市空間の構成原理を筆者なりに概括し、政策分析の参照系としたい。

1.3 歴史的環境—内側へ開く論理—からの思考

旧市街はフェス川を中心とする左右両岸構造のもとに発展してきた。両岸の中心となったのは、伝説的な起源を持つ2つのモスクである¹²。市域の拡大につれて統廃合を繰り返した城壁や城門、両岸を架橋する橋、あるいは市街の中心となる宗教施設や交易施設など、都市の骨格を構成するインフラや公共施設は、スルタンや総督といった時の為政者の指示、あるいは富豪による寄進によって、トップダウン型の土木工事によって建設されてきた¹³。モスクやマドラサといった都市の公共施設のほとんどがハブース（一般的にはワクフ：イスラームに基づく寄進による、公共のための土地や不動産に関する伝統的な運営・管理システム¹⁴）の管理下に入ったといわれる16世紀以降¹⁵をもって、都市の成熟期と見なすことができる。宗教であると同時に商業規範としてのイスラームが都市社会に浸透し、旧市街独自の持続システムが完成したのである。後に見るように、20世紀に入るとこれら骨格基盤や公共施設は都市の記念碑的建築として真っ先に認知され、点的保存の対象となっていく。

これに対して、そうした政治史的な視点によっては捉えきれないのが、住宅や小規模施設など、より一般的な建物からなる複雑な街並みの形成プロセスである。一般に、街路網の形成にあたっては、イスラームの重要な慣習の一つである「公私の分離」が作用してきたとされる。街路網は、端的には、各城門から市街中心へとほぼ直接的に接続する「主要通り」、歴史的街区を貫通・あるいは循環する「街区通り」、更に、複数の住宅へとアクセスする「袋小路」の、大きく3階層によって構成されている¹⁶。これは、起点・終点となる施設が異なる（街路の交通機能が異なる）事実に加えて、沿道建物の利用状況や、街路上での活動にも変化が見られる点が重要である。

たとえば、主要通り上には大規模モスクの他、交易施設たるフندوقク（隊商宿：既舎と宿泊施設、および卸売り所も備える）、高等教育施設であ

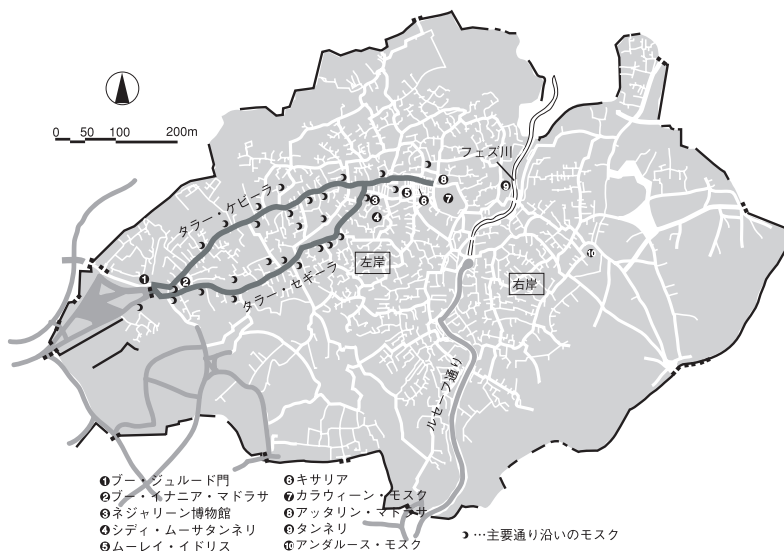


図1 主要通り（タラー・ケビーラ及びセギーラ）の位置と沿道施設¹⁷

るマドラサ（学舎と寄宿施設：他国、他都市からの留学生が多い）、スーク（専門市場：木工品、真鍮、革製品など品目特化した商店街）などといった、城門—中心軸上の立地を生かした都市の公共施設が多く配置されている（図1）。これらは記念碑的建築として位置づけられると同時に、街路網における公的空間としての主要通りを形成している。街区通りは、もっぱら街区住民が用いる小型モスクや、公衆浴場、日曜品の商店街、各種共同工房といった、いわば近隣のための、半公半私的な利用形態を持つ施設が多い。袋小路に至ると、基本的に施設は存在せず、街路に面するのは住宅の入り口だけである。沿道住民にのみサービスするという意味では、袋小路は私の空間であるといえる。

このような秩序の末端にある個々の住宅は、中庭を持ち日照を確保するものが大多数である（図2）。袋小路の幅員は狭い箇所では数十センチ程しかなく、薄暗い空間であるが、一度住宅に入ると植栽され、装飾も行き届

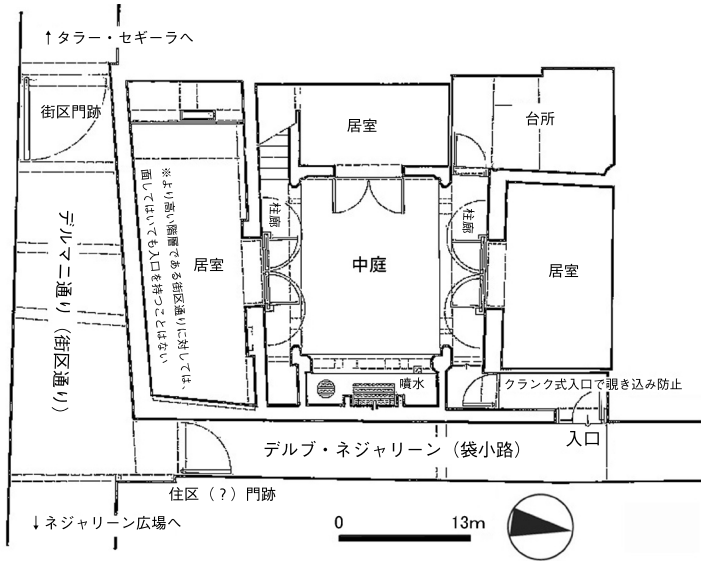


図2 典型的な住宅の事例¹⁸

いた明るい空間が開けている。中庭形式は、公私分離の末端にあって家族の空間を確保すると同時に、快適な高密居住を持続してきた歴史の知恵の現れといえよう。

異なる階層の街路の接続点に存在する門扉、街路の幅員、更には住宅における開口部の位置、等の特徴から、フェスの旧市街は極めて明瞭な「公私の分離」を具現してきた都市であると考えられ、またこれらの痕跡が今日でも残存している。このような「公私の分離」原則の、厳密にして執拗な繰り返しが、「内側に開く論理」として、旧市街の街路を「迷路的」たらしめてきたものと考えられる。旧市街の街路網を形成する空間構成原理は、なお定量的な検証の余地がある¹⁹が、旧市街の都市生活を支える存在である。フェスの歴史的環境とは、都市生活のフィジカルな受け皿としての街路網である。

2 点的保存政策—保護領時代初期の文化財保護

旧市街の歴史的環境保全が組織的・制度的に行われたのは、フランス保護領化と同時に開始された文化財保護行政が最初である。旧市街の老朽化と過密化が問題となったのは保護領時代の末期以降であって、当時はまだ住環境整備という視点は登場していない。しかし、文化財保護法と指定文化財は、今日における旧市街政策の根幹となっている。

2.1 リヨテと文化財保護行政の確立

保護領モロッコの初代総督 H. リヨテ (H. Lyautey)²⁰ は、通称「リヨテ方式 (Méthode Lyautey)」と呼ばれる独自の植民統治ノウハウ²¹ を駆使することで、死後もモロッコの「聖者」に列せられるほど現地の信頼を得た統治者であった²²。植民都市政策についても多大な関心と努力を示し、入植者のための居住地として、西欧型都市「新市街」²³ を旧市街外殻に新設して軌轢回避を図ると同時に、モロッコの文化財保護行政を確立して旧市街保存を試みた。しかし、漸進的な更新システムそのものが常態であった旧市街については、「老朽化」そのものが近代的な概念であったはずである。すなわちモロッコの伝統的な都市・建築は、リヨテによってその「歴史的価値」を認定され「保存」の対象となったのである。一連の歴史的環境保全の始まりである。

ラバトのハッサンの塔(1914年5月22日開発禁止区域指定)、マラケシュのクトゥビアの塔(同年8月14日開発禁止区域指定)といった、モロッコを代表する歴史的建築が保護処置を受け、今日でもモロッコ文化の象徴となっている²⁴。これはリヨテという指導者個人の資質によるところが大きく、保護領時代の歴史的環境保全は、その最初期であるリヨテの在任中(1912-1925)になされた文化財指定が最盛期であった。

2.2 フェスの文化財保護

1912年のフェス条約で保護領化が正式に決定した後、リヨテが当年即座になしたフェスの都市政策は、主に軍事的な理由によるラバトへの遷都²⁵と、旧市街の歴史的建築物を文化財として指定、保護することであった。

「美術及び歴史的建造物事業部 (Service des Beaux-Arts et des Monuments Historiques)」の創設²⁶と、最初の文化財保護法である「史的記念物と碑文の保護に関する法律」の公布²⁷によって、文化財指定を受けた建物の取り壊し、修復および移転は事業部の許可を要することが定められたのである。

事業部はフェスを含む主要都市に個別調査機関たる支所を設置し、建物所有者の意向に関わらず文化財の処置を決する権限を付した。文化財指定とは事実上、建物を半ば公有化した上での強権的な保存政策であったといえる。

表1 リヨテ時代における歴史的建築物の文化財指定

	名称	建設年	施設種別	指定日
1	マドラサ・シェラティン	1670	神学校	15.2.20
2	マドラサ・サハリッジ	1321	神学校	15.2.20
3	マドラサ・アッタリン	1323	神学校	15.2.20
4	マドラサ・プー・イナニア	1355	神学校	15.2.20
5	マドラサ・サファリーン	1271	神学校	15.2.20
6	マドラサ・メスバヒア	1346	神学校	15.2.20
7	ガスバ・デ・シェラルダ	17C	城砦	14.8.25
8	ガスバ・デ・フィララ	17C	城砦	14.8.25
9	フェス・ジュディド内壁	13C	城壁	14.8.25
10	フェス城壁	13,14C	城壁	14.8.25
11	フェス外壁	13,14C	城壁	14.8.25
12	バブ・ドゥカキン	13,14C	城門	14.8.31
13	バブ・ブージェールド	13C	城門	14.8.31
14	テトゥアンの門	14C	城門	25.11.13
15	ジャーマ・アズハル	1358	モスク	23.12.25
16	ダール・パトハ	1906	邸宅	24.1.23
17	バレ・ブージェールド	13C	宮殿	24.1.23
18	フンドウーク・ネジャリーン	1711	隊商宿	16.1.28
19	フェス川の橋	10,11C	橋	25.4.24
20	ダール・アディーエル	18C	邸宅	24.8.9

Group Huit-Urbaplan-Sides (1992)を元に著者作成

リヨテ時代に文化財指定の対象となった建物の内訳（表1）を見ると、マドラサが最も多く、他にはフンドックやカスバなどの公共施設と、城壁及び城門、橋などの基盤施設が大多数を占める。こうして、建築物の単体保存、あるいは点的政策としてピックアップされるのは必然的に都市の記念碑的要素となる。これは空間構成について言えば、文化財保護行政とは結果的には、主に主要通り空間の整備・強化に成果を上げた政策であったといえよう。文化財に指定された建物は、改修、補強、装飾の修復、あるいは危険部分の撤去といった工事によって着実に保全・再建されていった。

一方、リヨテ方式の理念に基づき、指定は現王朝時代の建物が大多数で、他にはマリーン朝時代のマドラサが含まれているに過ぎない。歴史的に最も古いムーレイ・イドリス廟や、宗教的中心であるカラウィーン、アンダールの両モスクなどは指定を受けることはなかった。文化財指定もまた、植民統治を効率的に進めるための政治的判断に左右されたのである。

また、景観や自然を対象に保護ゾーン指定がいくつか公布されたが、中でも最も重要なのは旧市街全体の開発禁止区域指定（Zone Non Oedificandi：1914年9月7日）である。これは植民地化に伴って増大した外国資本による開発圧力が旧市街に向かうことを回避した点に効果があったが、現地住民を旧市街へ、西欧人入植者を新市街へと、厳密に住み分ける分離政策²⁸と一体であり、旧市街に対する不介入主義が後の流民による過密化を招いている。総じて、リヨテ主導による歴史的環境保全とは、旧市街の歴史を象徴する建物単体の保存と、旧市街全体の開発禁止区域化の二本柱からなる、凍結保存型の政策であった。

2.3 点的政策の限界

「歴史的価値」の認定とその凍結保存は、旧市街の漸進的な更新システムを、少なくとも記念碑的建築物のレベルで事業型手法に置き換えるものであった。そしてこれら記念碑的建築物は、公共施設として主要通りの公的空間を形成し、旧市街の街路網システムの一角を担ってきたものである。住環境としての街路網システムの、事業型手法への移行は、まず主要通りからなされたが、この時点では街区や袋小路、住宅のレベルへと至ること

はなかった。また主要通り沿いにおいても、現王朝時代の建物に関連した施策が優先されていることも指摘できる。

戦間期に入ると保護領モロッコにおいても軍事政策が優先され²⁹、ヴィシー政権下では植民統治の基盤自体が揺らぎ始める³⁰。文化財保護行政はリヨテの任期終了とともに停滞した。文化財指定を受けたフェズの歴史的建築物は、リヨテ退任以後はわずか2例であり、独立後に指定された建物はない。独立後には、文化省の文化財管理部 (Direction du Patrimoine Culturel) が事業部の業務を引き継ぐ形で発足し、フェス支局として歴史的建造物管理局 (Inspection Régionale de Monuments Historiques de Fès)³¹ が設置されたが、建物単体の修復を主とする凍結保存型の手法もそのまま継承され、その枠組みを出すことはなかった。以後フェスが経験した未曾有の都市拡大と旧市街の過密化に対して、凍結保存に基づく点的政策はその限界を露呈することになる。独立後の歴史的環境保全は、国際機関の援助を取り付けた内務省、および住宅・国土省の主導による都市計画側の政策が主流となったのである。

3 都市問題の噴出と「再生」概念の形成

本章で、都市問題の成り立ちと、その解決のために考案されてきた方針を検討する。S.D.A.U.1980で提案された施策には、旧市街を遺産であると同時に生活の場として位置づけ整備すべきとする考え方が、萌芽的に示されている。すなわち、「再生」政策の基本方針が形成されはじめたのである。

3.1 旧市街システムの衰退

旧市街の住環境が危機に陥るプロセスは、次の3つのフェーズから成り立っていた³²。

3.1.1 過密化

保護領化時代の地方政策は、1930年5月16日公布のダヒール・ベルベルで示された農地改革を柱としていたが、これが都市に対しては致命的な失敗となった。近代法と市場経済の導入、及び機械化が、部族の解体と入植者による土地の収奪に結果し、多くの流民を生んだのである。流民は特

に旧都フェスに流入し、20世紀初頭まで8～10万人の間で推移していた旧市街人口は、1960年に約12万人、1971年には15万人とほぼ倍増した。流民は旧市街内の緑地帯をスクオッター的に占拠して低質な宅地（新伝統型住宅地）を拡大するとともに、既存の歴史的住宅にも入り込んだ。

3.1.2 都市拡張

フランス植民都市「新市街」の建設に加えて、人口激増に伴うフェス郊外の宅地拡大が急速に進んだ。過密化する旧市街、近代化が進んだ新市街、低質な郊外宅地が不均衡に並存し、相互影響しながら都市の安定した成長を妨げたのである。特に、歴史的更新システムの担い手であった、裕福で都市生活の蓄積もある本来の旧市街住民が、新市街へと移転した。現在旧市街居住者の半数は地方出身者が占めている。

3.1.3 近代化

旧市街の過密化緩和と、都市全体の接続強化のために採用されたのが、旧市街中央を流れるフェス川の暗渠化、自動車道路化である。悪臭の解決と近代交通の導入を柱とする再開発事業（60年代）であったが、歴史的環境保全の視点からは、川や周辺の景観を破壊した安直な手法であったと見る意見も多い。現在、このルセフ道路は、自動車道路を旧市街に導入する政策の先行事例となっている。

以上大きく3タイプの問題が複合して今日のフェスの都市問題を深刻なものとしてきた。ここに至って、旧市街の歴史的環境保全における住環境整備の必要性が顕在化したものといえる。

3.2 都市の統合政策

1980年には、フランスの都市計画システムを踏襲した、フェス初の都市マスタープランであるS.D.A.U. (Schéma Directeur d'Aménagement et d'Urbanisme) 1980が策定された³³。住環境・国土開発省を中心に、UNDP(国連開発計画)やUNESCOの人的・技術的援助を得て策定された国際協力の成果であるが、保護領時代よりフランス型の近代都市計画の基礎が確立されていたのである³⁴。究極の計画目標を旧市街の歴史的環境保全に置き、新旧市街の二大地区を核として整備しつつ、拡大し続ける郊外地をコント

ロールすることに全体的な方針を定めている³⁵。すなわち、都市全体のビジョンとして、不均衡な都市の接続・統合を明確に示した点にフェス計画史上の画期性がある³⁶が、これは旧市街の歴史的環境保全には、旧市街内部の施策だけでは不十分で、新旧市街、および郊外地の相互の接続を軸とした、都市全体の調和的発展が重要であるとの認識に他ならない。

都市計画システムとしては、S.D.A.U.において各地区の包括的な整備指針を示すとともに、要衝となる箇所を具体的に指定して、オペレーショナルな拠点型開発 (Projet Ponctuel) によってこれを実現していく、いわゆる都市計画の二層構造を目指した点に特色がある。フェス全体の課題は各地区の統合であり、それらの結節点となる箇所が拠点型開発の主な対象箇所となっている。次節では S.D.A.U. において示された、旧市街街地区レベルでの拠点型開発に焦点を絞り、そこでいかなる指針が示されているかを検討する。

3.3 再利用と空間整備による「再生」方針の形成

旧市街において提示された拠点型開発では、街路網の再整備、歴史的地区の商業、サービス、工芸の再活性化、および歴史的建築物を生かした公共的な場所 (宿泊・文化・多目的の各施設) の創出が共通の目標とされた。歴史的な街路網と建築物を建築資産として、現代の需要に合わせて再活用し、物的にも存続を可能とすることを目指す政策である。これは具体的に、1) 用途転換による歴史的建造物の再利用、2) 暗渠道路ルセフ道路の再整備、3) 旧市街中心部のモデル的住環境整備、4) 公共施設の拡充、5) 歴史的建築物の連続性 (Promenade monumental) の強調の、市街中心部を対象箇所とした5つの施策提案から構成された³⁷。

1) 用途転換による歴史的建造物の再利用

左岸の中心カラウィーン地区は、歴史的建築物の機能停止に伴い地区全体が商業活動に特化しつつある点が指摘された。これを公共施設の拡充によって、現代の公的空間として活性化させることが目指された。これは、歴史的機能の復古的な再現でも、施設の新設でもなく、既存の歴史的建築物を修復の上、現代的な公共施設へと用途転換する方法を採用している。

転換の対象となる歴史的建築物は、主に国有化されたフندوقクとマドラサであり、いずれも現在においては施設としての存在意義が希薄化し、廃墟化しているものも多い建物である。

ここでそれらの建築の、交易や教育に関する歴史的機能を一旦白紙に戻して、その端的な物的環境にのみ着目すると、いずれも主要通りに面する立地の良さと、敷地、階高など規模が大きく、中庭型で、かつては装飾も行き届いていた建物である点に共通点がある。これを博物館や地区の集会所、宿泊施設といった公共施設へと用途転換し、合わせてそれらが面する主要通りの機能をも強調するのである。同様な転換政策として、汚染産業として郊外への移転が推奨されるタンネリ（なめし革工房）の敷地を、衰退する一方の伝統工芸の展示場や職能学校として活用し、工芸の再活性化の手段とすることも提案された。

転換による既存ストックの再利用という方法は、歴史的環境の保全の視点から広く世界中の歴史的都市で試みられている。物的建築の単体保存は保護領時代の文化財保護にも見られるが、ここから建築の機能だけを、政策として、積極的に転換していく点に発展が見られる。しかし、本来は、たとえばフندوقクなら卸売業、小売業といった商業ネットワークとの、マドラサであれば周辺の書籍店やハブス施設群との密接な関連があったはずであり、当該建築を中心とした零細で多様な連鎖活動が、一括した転換によってバランスを失う危険も考えられる。

2) 暗渠道路ルセフ道路の再整備

モロッコの3大都市計画手法³⁸の一つであった街路線計画(Anrêts d'alignement)を旧市街に適応し、1970年に実現された暗渠道路ルセフ道路は、過密化した旧市街へ近代交通の利便性を直接的に導入しえた反面、歴史的景観の喪失、街路の階層構造の侵犯、歩行者空間との軋轢といった問題も多く抱え、保全再生全体の成否に関わる重要な開発拠点である。S.D.A.U.1980では都市の統合に重点が置かれており、通り自体は現状維持のまま、バスターミナルや駐車場といった道路施設の拡充や、沿道の行政施設や銀行、映画館といった近代施設の投入を中心に整備していくことが

提示された。また民間による漸進的な沿道空間形成も進んでおり、歩道を利用したオープンスタイルのカフェ、レストランも開設されたが、これは旧市街本来の細街路上では考えにくい様式である。

ルセフ道路は旧市街中心に周辺との整合性を欠いたまま創出された近代都市空間である。街路線は、基本的にフェス川の軸線に沿って計画されているが、建物を収用して拡張した箇所もある。このような箇所においては、袋小路であった街路がルセフ道路に接続することになり、通り抜け道となっている。本来はフェス川にかかる橋だけが左右兩岸の往来手段であったものが、道路化によってどこからでも横断できる。そうした歩行者の通過交通的な進入によって、袋小路は「私の空間」たる条件を喪失しており、本来の空間構成原理が破壊されている点は重要である。

3) モデル的住環境整備

旧市街の過密化の直接的な影響は、住宅の所有と利用の仕方に反映されている。一般に旧市街の住宅は中庭形式を取り、一つの家族が一つの建物を所有するのが本来のあり方であった。これが過密化に伴い、一つの建物が複数の家族の入居によって細分化されていったのである。細分化は、まず各階が分割して所有され、ついで階ごとに、各部屋がそれぞれ分割所有されるに至る。一階中庭は「集合住宅」の共有スペースとして、水道や洗濯場として利用される。ここでは、「プライバシーの確保」の習慣は、モルタルや木材の埋め込み等による、ギャラリーの閉鎖や間仕切りの設置として顕在化してしまう。一方この過程で、元々の家主は自身の住宅を売却、あるいは放棄して新市街へと移転してしまう。

このような住宅レベルの、すなわち「私の空間」において見た過密化の基本プロセスに対して、市街中心部の1エリアを対象とした整備施策が提示された(図3)。これは後の保全再生事業におけるモデルとなることが期待され、内務省による技術的・組織的・財政的な援助の下、住宅の建築的特長を損なわずに過密化に対処することが大きな目的とされた。具体的には、建物を悪化の程度ごとに分類し、施策方針を定め、a) 家族人数に合わせた所有スペースの再配分と、移転の推奨・補償を柱とする行政指導、b) 細分



図3 モデル的住環境整備における「老朽化の類型」(×印は住宅入口を示す)
S.D.A.U.1980, vol.7. を元に筆者加筆修正³⁹

化で不足した上下水道・電気など基本設備の増強、c) 老朽化した建物の物的補修(街路の舗装、壁の補修、傾斜した建物の構造補強など)、d) ゼリージュ(木工の格子窓)や壁面彫刻など伝統工芸を駆使した装飾仕上げ、を段階的に行っていく。重要なのは、「集合住宅」化した現状を大筋で認めている点であり⁴⁰、これを設備面の拡充によって個人住宅から集合住宅へと転換するのである。

4) 公共施設の拡充

教育施設を中心とする近代公共施設の不足は、用途転換だけでは間に合わないケースも多く、その場合新設することになる。施設の新設に際しては、旧市街の歴史的街区の構成原理に着目して配置する指針が注目される。街区の中心に（すなわち主要通り沿いは避けて街区通り沿いに）、老朽化した建物の敷地を利用することが目指されているが、ここからは教育施設を街区単位で配置する発想が読み取れる。この施策は前述のモデル的住環境整備と一体的に計画され、2つの住宅の敷地を小学校と病院の用地としている。

5) 歴史的建築物の連続性（Promenade monumental）の強調

歴史的建築物を接続する街路を重点的に整備することで、旧市街建築の有機的な繋がりを強調することを目的とする。これは旧市街の効率的な観光ルート作りである。具体例として、城門相互を、記念碑的建築を経由して接続する観光ルート化が検討されている。

拠点型開発として位置づけられた以上5つの施策は、都市を歴史の象徴としてだけでなく、住民の生活の場として、いわば「住むための遺産」として利用し再生していく方針を取る点で一貫している。必然的にそれは、主要通りレベルに留まらず、袋小路レベルでの住宅政策をも視野に収めることとなった。その意味での住環境整備の方針を都市基本計画で明示し、「保全」から「再生」へと道筋をつけた点は重要である。実際には、この拠点型開発は、二層構造を取る上で不可欠な詳細計画の策定に至らず実効性に欠けていたが、内容的には、次章で検討する保全再生事業の指針的な役割を果たしたのである。

しかし、住民の要望に答えて近代化を拙速に推進すれば、自動車道路の導入に見られるような歴史的環境破壊に結果する。街路網は旧市街本来の生活様式を支える存在でもあり、行き過ぎた近代化はやはり生活を均質化、あるいは荒廃させる危険が高い。すなわち、過密化への対処としての必要な近代化と、歴史的環境との整合をいかに図るかという課題がここで現れたのである。

4 フェスの保全再生計画

4.1 事業体制と都市計画システムの確立

1989年には内務省の下に都市計画・住宅政策・歴史的建築の修復の各分野を横断的に統括する専門機関 ADER⁴¹が発足したが、これは UNDP、UNESCO に加えて世界銀行が主に事業の資金面を支えることになった。また 1992年には、フェスの新市街に庁舎を持つ県庁に、S.D.A.U.の策定など都市計画行政全般を担当する機関 AUSF⁴²を設立した。これら新設機関に、市や歴史的建造物管理局、民間企業や個人などを加え、内務大臣が任命する県知事を頂点とするトップダウン型の保全再生事業の実行体制を確立したのである。

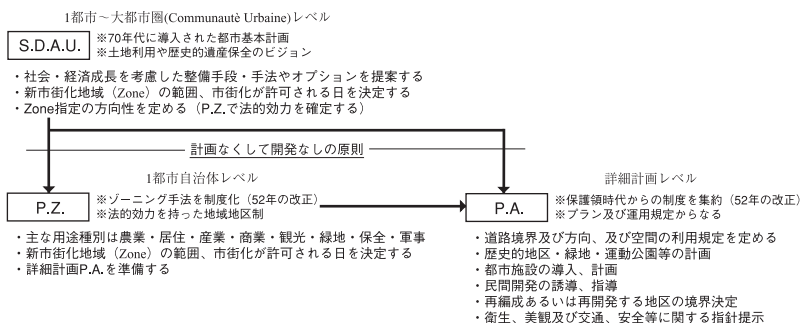


図4 モロッコ都市計画の基本的仕組み (二層構造を中心に)
Ali Sedjari (2002) 及び M'hammed Dryef. (1993) を元に筆者作成

一方、同年に大幅改正された都市計画法⁴³によって、フランスからの輸入制度であった S.D.A.U. の法的根拠が拡充され⁴⁴、都市計画システム全般の課題であった詳細計画や街路線計画など下位計画との関係が統合され明確になっている。基本計画たる S.D.A.U. 以下、P.Z. (Plan de zonage: ズーニング) によって用途地域が確定され、P.A. (Plan d'aménagement: フィジカルプラン) によって地区レベルの計画が決定されるのが今日の基本的な仕組みである (図4)。

UNESCO等によって世界的に喧伝されてきた一連のキャンペーン、プロジェクト⁴⁵の中でも、1992年公開の第1次5ヶ年計画は、こうして整備された制度による最初の大きな成果である。これは、旧市街北部の「アイン・アズリトゥンおよびズーン川地区」を対象地域とした詳細計画P.A.の計画提案である⁴⁶。旧市街に「第3タラー」としての自動車道路⁴⁷を導入する地区レベルの空間整備であり、大きく7つの事業部門〔1. 街路拡幅(市)、2. 沿道開発(市)、3. 住宅政策(ADER)、4. 産業政策(AUSF)、5. 環境政策(市)、6. 歴史的建築物保全(ADER)、7. 組織運営(事業委員会)、(カッコ内は担当機関)〕からなる、広範囲で総合的な保全再生計画である。市、及び新設の2機関が主な事業主体となって推進するが、県知事の下に設置された事業委員会が横断的な事業監査を行う。旧市街の存続形態はこのように、領域的に分解され、しかも近代的な行政機関が個別に主体となって都市を維持・管理していく手法に切り替わったのである⁴⁸。

一方、存続形態の変容は、空間構成の変容にも結果する。計画の要諦は、街路拡幅と沿道整備によって近代交通を導入し、旧市街に風穴を通すことで過密化解消を図るものである。S.D.A.U.1980において提示された都市の統合ビジョンは、旧市街レベルにおいても、詳細計画において極めてわかりやすい(それ故に問題も明らかな)形で受け継がれている。既に指摘してきたように、こうした旧市街の近代化手法は都市全体の発展と複合の趨勢を受け、その対処として採用された、いわば追われてきた都市計画であった。その都市史上における意義は重大であるが、ここではその空間レベルでの変容に焦点を当て、いくつかの事例を検討する。事業部門をフェスの歴史的環境たる街路網に位置づけて見ると、主要通りの変容は歴史的建築物保護部門によって、袋小路レベルの変容は住宅政策部門によって、それぞれ制御・推進されている。

4.2 主要通りの空間変容－「公」概念の転換－

主要通りレベルの再生政策は5ヶ年計画で、6番目の歴史的建築物保護部門で扱われる。指定文化財と重要建築物を対象に、既に修復工事が進行中であったものも含め、計画でその新たな用途と修復工事の方針が明確に

定められている。歴史的建築の補修と転換が具体化する、保全再生型の政策である。ここでは、こうして転換されていく建物のうち、4つの代表的事例を取り上げて、再生の理念と空間の変容、更に具体化に伴って明らかになった課題を検討する。

事例1：フンドウクから博物館へー ネジャリーン・フンドウク

1711年創建のネジャリーン・フンドウクは、現アラウィー朝の遺産であり、リヨテ時代に文化財指定(1916年1月28日)を受けた交易施設である。以降現在に至るまで断続的に修復を受け、5ヵ年計画の開始時点では木工

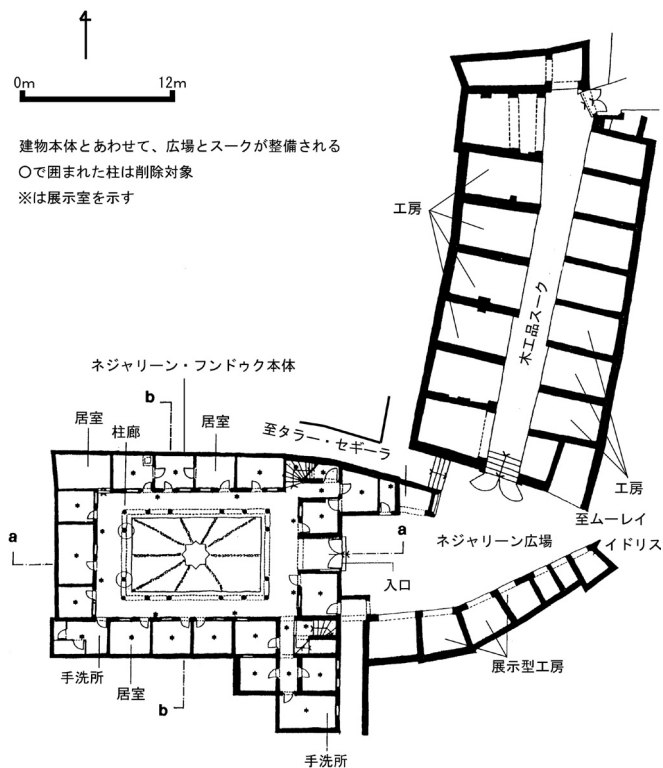


図5 ネジャリーン・フンドウクの再生計画
Group Huit-Urbaplan-Sides (1992)を元に加筆作成

品の博物館と専門図書館の複合施設へ転換を目指した修復が既に開始されていた。木工品の博物館というコンセプトは、フンドック周辺が木工品の職人スーク（市場）であったことに由来している。周辺の空間利用から転換の理念を決定したのである。

更に、建築単体の修復と合わせて、建物周辺の整備を一体的に行っており、正面入り口のネジャリン広場を囲む店舗は展示機能を含む工房へ、広場に接続する主要通り沿道は、商店街であったものを木工品工房へと、博物館周辺に木工品関連の施設を誘導しており、これは現時点で成果が確認できる。修復工事は ADER の強力なリーダーシップの元で進められ、現在既に工事の大半を終え、伝統工芸博物館として一般に開放されている。全体として、博物館を中心に、周辺の木工品関連の空間利用を強調し、伝統工芸として発信していく方針を確認することができよう。

地階+3階（日本でいう4階建て）に達しており、木製の梁や桁が脆弱化して危険な状態にあり、修復は構造対策が中心となったが、これには伝統を踏襲した木材による構造材の再生とともに、一部鉄筋コンクリートが用いられている。更に展示スペース確保のため、小部屋の統合と中庭の柱を削減した。ゼリージュや壁の彫刻の補修によって仕上げしており、概観は歴史を象徴しているものの、プランとしても構造としても修正が避けられなかった（図5）。

事例2：マドラサから大学寮へー ブ・イナニア・マドラサ

1355年創設のブ・イナニア・マドラサは、マリーン朝時代の遺産である神学校であり、やはりリヨテ在任中に文化財指定を受けている（1915年2月20日）。元来は、中庭に面して設けられた講義室を中心に諸学問の講義が行われ、上階は各地から訪れる学生の寄宿舍が数多く設けられている。礼拝室が設けられていることもマドラサの一般的な特徴であり、1990年の着工による閉鎖まで、金曜モスクとして機能していた。また、主要通り“タラー・ケビーラ”に跨っており、通りに面する外壁にはフェスで唯一と言われる水時計跡が残存するなど、記念碑的価値の極めて高い建物である。保護領時代以降、一連の工事の過程ではRC造による補強も行われてきた

が、雨水によって一部屋根が抜け落ちているなど、倒壊の危険も高かった。5ヵ年計画においては、学生や一般研究者の寄宿舎として、本来の用途に近い形で活用することが提案されている。より広く一般的に公開される場合は、金曜モスクとしての機能といかに共存させるかが課題となる。またこのマドラサはハブス店舗と一体化している点に独自性がある。付随する店舗からの上がりをもスクの電気・水道代等に当てて維持管理する方法は、歴史的に旧市街を持続可能としてきたシステムであり、これをプラン的にも現状のまま再生して継承する（図6）。ワクフはイスラーム世界の都市を成り立たせる最も重要な要素であり、宗教と商業の複合施設として新市街におけるモスク新設の際にも活用されている⁴⁹が、保全再生においても明確にその意義が認識されているのである。一方、水時計は往時のフェスの技術水準を示す重要な遺産であるが、稼働の仕組みに関する史料は散逸

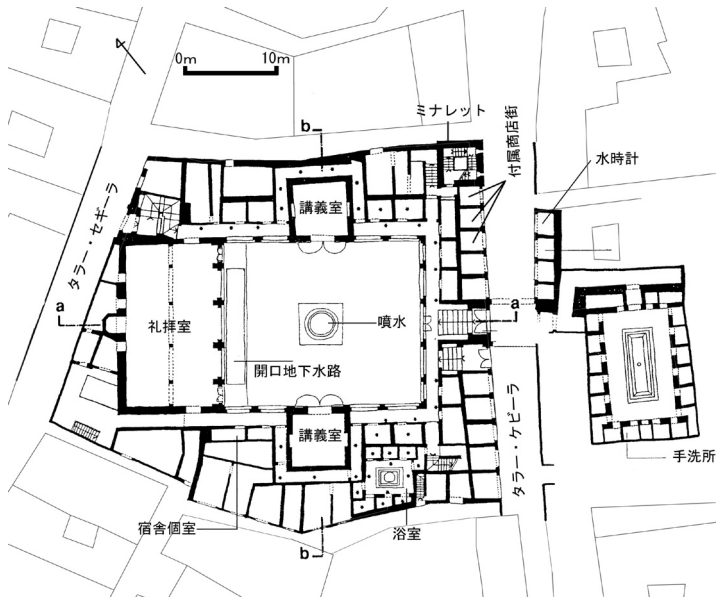


図6 ブ・イナニア・マドラサの再生計画（地階）
Group Huit-Urbaplan-Sides (1992)を元に加筆作成

しており、現在その仕組みを知る手がかりは見出されておらず、再現は困難である。

事例3：邸宅から美術館へーバトハ美術館

1906年(19世紀末とも)に立てられた大規模邸宅(パシヤの邸宅)を、80年代に一般向け美術館に転換した事例である。美術館の展示コンセプトはイスラム美術を中心とし、木工品・陶器・真鍮といった、総計7230点に及ぶ多様な美術品が扱われている。市内各地から旧市街への入り口(バトハ門)に近く、良好な立地で観光の名所となっているが、同時に地域住民のための用法も確立している。例えば、植栽された広い中庭という形式はモロッコの世俗建築の典型であるが、これはアンダルース音楽⁵⁰の定期的なコンサート会場としても利用されている。5ヵ年計画では、現在展示しきれない美術品や蔵書のためのスペースを、地下の改修によって確保す

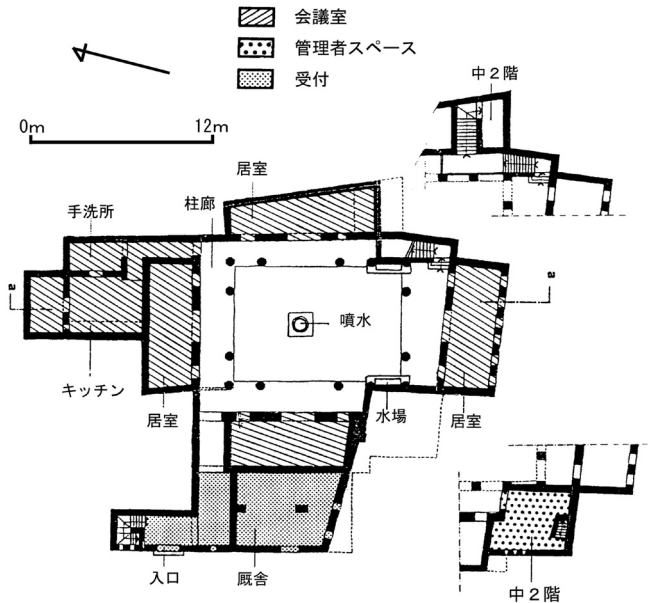


図7 アディーエル邸の再生計画
Group Huit-Urbaplan-Sides (1992)を元に加筆作成

ることが計画されている。

事例4：邸宅から文化センターへアディーエル邸

アディーエル邸は1924年に文化財指定（後に解除）を受けた、主要通りからやや外れた住宅地に存在する。パトハ邸と比較して小規模ながら、中庭ファサードの優れた装飾に高い遺産的価値がある。従前まで音楽学校として利用されていたが、5ヵ年計画ではより多目的な文化センターとして、小規模ながら舞台装置や会議場といった近代設備を投入していくこととなった。再生にあたっては、装飾の修復と、中庭を囲む4つの部屋の改装が中心となっている（図7）。

以上で取り上げた4つの事例の他、5ヵ年計画では3つのマドラサの修復計画が明示されている。いずれも転換による再生を明確な目的としており、伝統的な中庭形式を継承しながら、利用形態は新しく現代的な用途に即して修正されている。すなわち中庭を囲む部屋が、展示場、劇場、会議室といった、公共施設の要と位置づけられており、それぞれのプランに共通する特徴といえよう。

「公の空間」たる主要通りは、建物の存在そのものが歴史や文化を象徴することを企図した凍結保存から、象徴機能に加えて、機能としても現代的な公共施設として再利用されていく。近代的な公共施設の増加によって、フェスの歴史的な「公」概念が近代都市的な「公共」概念へと移行していく点も考えられる。金曜礼拝や商業活動を意味していた「公」は、フェスに縁のあるなしに関わらず、一般の住民として地域活動に携わっていく「公共」へと変容するのである。これは地方からの移住民の歴史意識の醸成や、外国人観光客の体験的な文化認識を通して、都市の文化に活力を与えていくことが期待される。

一方課題として、マドラサにおける礼拝機能など、残っている歴史的機能との複合や、伝統的工法と近代工法・設備の競合、周辺の空間利用との整合などが考えられる。これらの建物は全て文化財であり、事業の有力なパトロンである王室の意向も働いていると考えられるが、同様な規模、形式、歴史的価値を持つ建物は旧市街においてなお多くある。ここで提示さ

れた先行事例をモデルとして参照しながら、より広範囲にわたる事業の展開と手法の蓄積が必要である。

4.3 袋小路の空間変容—遺産居住の制度作り—

私の空間たる袋小路に関する政策はいかなる発展を見たのだろうか。5ヵ年計画で、3番目の住宅政策についてこれを見ると、施策は大きく、1) 袋小路の整理統合事業と、2) 住宅の内装修繕工事の、2つの施策から成り立っている。袋小路の整理統合事業では、個々の建物の躯体補修工事を基本とし、次いで隣接建物といわば絡み合って成り立つ建物の、複雑な所有権と利用形態の調査・整理を行い(図8・9)、袋小路の住宅を集合住宅と見なして一括整備していくことを目標とした。これは行政主導で行われ、補修工事や移転推奨に伴う補助金が、補助対象資格の定義や金額の算定方式とともに5ヵ年計画の中で明確に位置づけられている。修復工事は内容的にも総合的なものとなっているが、所有権と利用形態の整理とは、過密化した住宅の住人整理、つまり郊外への有償による移転推奨を、家族単位で行っていく内容である⁵¹。S.D.A.U.1980のモデル的住環境整備案で示された理念、すなわち「住むための遺産」政策はそのまま引き継がれ、その具体的な実施の仕組みも考案されたのである。

内装修繕工事は集合住宅として住宅を作り変え、設備を拡充していくことを目標としており、計画立案から工事实施まで、主に所有者の責任とイニシアティブに委ねられることになった。すなわち、建物躯体は都市遺産の一部として「保存」の対象となる一方で、その利用に関する「再生」には住民側の裁量が入り入れられたことを意味する。

また、所有関係を法的にも明確にすることが今後の重要な課題となるが、絡み合う所有権の整理手法の構築に向け、イスラーム法、慣習法、また保護領時代から受け継がれた近代土地法など各種の法体系の研究や再解釈・再定義も試みられている。例えば住宅不法占拠に関して、イスラーム法における所有(*Al-hiyaza*)の概念から、10年間の占拠によってその住宅の取得時効が成立するという解釈を引き出している⁵²。また、保護領時代初期のダヒール(1913年7月21日公布)からは、宗教建築物を除くハブース財

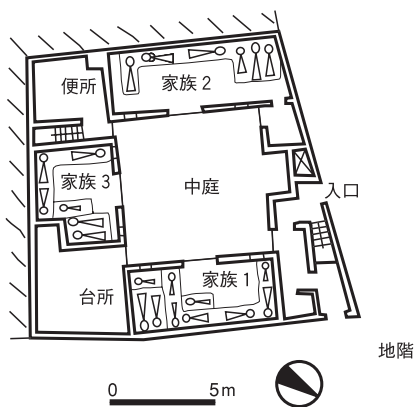
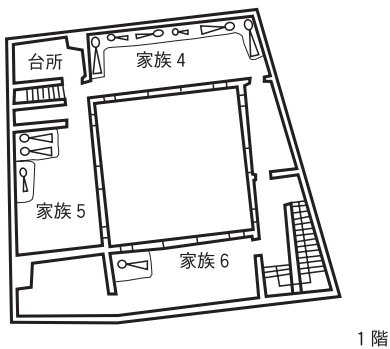
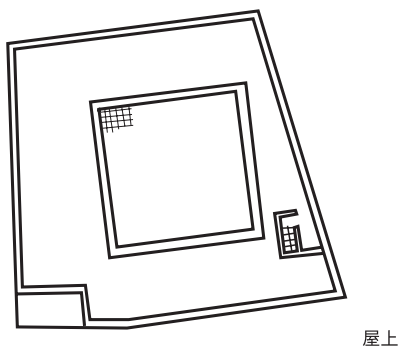


図8 「集合住宅」化した住宅の調査
6家族32人居住の実態⁵⁴

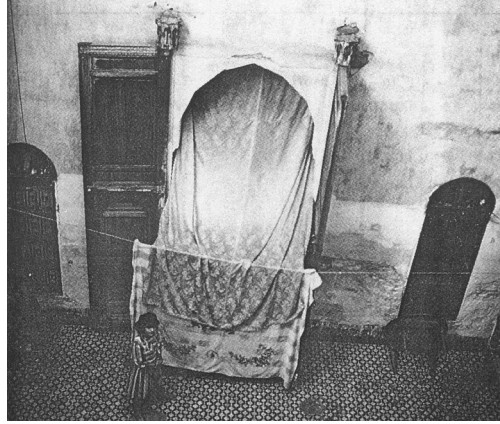


図9 中庭の調査結果写真
部屋の入口をシートで覆う⁵⁵

の国による取用の可能性を強調している⁵³。イスラーム法は古い起源を持つ歴史的法体系であり、保護領時代のダヒールはフランスから輸入された近代法である。背景も効力も異なる複数の法体系について、ハブース省とADERの担当者が協力して研究を進めている。

総じて、五ヵ年計画の住宅政策とは、袋小路単位の修復工事、および住人の総数削減を行政主導で行い、個々の住宅レベルでは所有者による内装修繕を奨励する保全再生型の政策である。「私の空間」においては、住空間としての基本は継承されるものの、個々の住宅がより高密度・機能化されていく。袋小路における所有者の権利と役割は、不法占拠の実態を多半ば追認する形で強化されている。歴史的には、住宅は袋小路を単位として、家族や親族によってまとめて所有されることが多かったと言われる⁵⁶が、こうした集合住宅が連担して居住形態・近隣関係も変容し、近代的な不動産管理システムも導入されていくことが考えられる。

5 結論

フランス保護領時代に開始された旧市街の保全政策は、公共施設を中心

とした記念碑的建築の単体保存が中心であった。事業型整備手法への移行はまずここから始まったのである。結果的に、記念碑的建築物が集積する、公的空間であり歴史の象徴でもある主要通りが一層強調された。旧市街の過密化、都市圧力が顕在化すると、住環境整備としての再生政策が考案されることになる。S.D.A.U.1980は都市の統合を目指す視点から立案され、旧市街の拠点型開発では再生政策を萌芽的に示した。これは街路網の構成において見ると、主要通りレベルに留まらず、住宅中心の袋小路レベルでの施策が初めて明確に打ち出された点が重要である。更に、国際協力と行政システムの確立によって、大規模事業の実行力が伴うと、旧市街の詳細計画P.A.策定を目指した第一次5ヵ年計画が策定された。ここではプランそのものが一定の実効性を持つと想定され、街路整備や転換、施設投入等、それまでに検討されてきた理念が保全再生政策として盛り込まれているが、専門化した事業を複数の主体が個別に実施するなど、元来は有機的に統合されていたであろう旧市街の存続形態は大きく変容している。

存続形態の変容、すなわち歴史的な更新システムによる都市作りから、事業型整備手法への変容の要諦は、前者がいわば自然成長的で、更新の繰り返しそのものが常態であるのに対して、後者は合目的的で、明確な主体と対象、および目標の下に展開される点にある。イスラーム法に基づくルールを共有し、漸進的に空間を形成していく都市作りの手法（あるいはあり方）は、歴史を通じて継承されてきた住民の知恵の結晶である。今後は、イスラーム法は近代法とも対比されつつ現代的に再解釈・再編成されていくことが考えられる。また、そうしたルールを共有していた住民自身が入れ替わり、居住形態も変容している。これは住民から見れば、歴史的生活の必要に応じた受け皿であった物的空間が、今日においてもなお所与され、しかもそこには世界的遺産としての価値が認定されているということである。フランスや国際機関の助力を得て、ようやく確立されつつある事業型の手法は、しかし、それだけでは十分な都市運営の手法とは考えられない。住民自身が、現代的な生活空間として積極的な意義を見出せなければ、物的空間の継承利用すらも困難なはずだからである。これは今後の政策を評

価値、また旧市街の都市像を提案していく上で最も重要な基準であり視点であると言える。

そうした意味で、存続形態の変容は空間の変容にも密接に関わっている。歴史的建築物の転換は、博物館や美術館への転換といったように、明確でわかりやすいビジョンを打ち出さうという意味で、事業型整備手法の最たる特徴といえる。これは今後、建物周辺との調和をいかに実現していくのか、いかに都市的広がりを持った再生の手法へと発展しうかが課題である。また中庭形式は継承し、その周囲の部屋を目的に合わせて転換していくことが基本となるが、柱廊やギャラリーといった中庭の構成要素は明快な構造を有する反面、老朽化が進めば倒壊の危険が高まる。中庭形式の継承においては修復技術そのものに関する、伝統技術の維持と職人の養成、近代工法との融合が技術的課題となろう。一方、計画論的課題として、旧市街の構成原理をなお突き詰め、学際的に考究していくことも重要である。住空間としての袋小路の意義・役割を明確に計画上に位置づけられなければ、袋小路の「整理統合」事業はより近代主義的な、ともすれば均質で区画整理的な方向に進む危険がある。保全再生の実現にはなお多くの課題があるが、それは都市遺産の歴史的意味と、現代生活の成り立ちの両面から考えていくことが重要である。

そうした両面からの視点を一括して含意しう概念は、まだ新しい。筆者には、今日のフェス旧市街とは「住むための遺産」なのだと考えられる。拙速な近代主義にも急進的な保全主義にも偏することのない、生き続ける都市の将来像を共有するためのキー概念である。フェス旧市街の変容は、イスラーム都市史上の重要な局面を示すばかりでなく、一つの異なる都市文明との対峙という、近代都市計画史上における時代的な必然でもある。「住むための遺産」という二律背反的なビジョンの下、いかに精緻なバランスを取り、空間作りを主導できるかが今後の都市計画の役割である。

本研究は、筆者が主査を務める 2003 年度住宅総合研究財団助成研究「モロッコ・フェス旧市街の保全再生手法に関する研究」(0307) の成果の一部である。

注

- 1 フェスの起源については諸説あるが、本稿ではフェスの都市基本計画 S.D.A.U. (文献 25) vol. 2, p. 31 の記述に従い、最も早い年代を採用した。イドリース朝が 789 年に開設を見た時の首都は、現在も聖都として知られるムーレイ・イドリースであるが、フェスは同じ頃 1 都市として建設されたのである。9 世紀初頭の建設とする説も多いが、私市正年はフェスの都市史を概括したノートの中で 791 年右岸建設説を採用している。文献 2。
- 2 旧市街面積はおよそ 250ha (城壁内)、複雑な街路網に加え、フェス川を中心に次第に盛り上がっていく地形は最大 100 m の高低差があり、俗に「すり鉢状」ともいわれる。一般にフェスを対象とした研究・論説の多くは、街路網への注視によって、迷路型空間の意義・面白さや建物の歴史的価値の解明を目的としてきた。
- 3 正式名称は Schéma Directeur d'Aménagement et d'Urbanisme。フランスの都市計画制度を範とした、モロッコの都市基本計画で、略称は一般的に「スドウ」と呼ばれる。文献調査の対象として、本体図書である文献 25 に加えて、その技術報告編 (Dossier technique, 4 vols) の他、策定に至るまでの多くの報告書、議事録等を随時参照する。
- 4 文献 18。後述するように、旧市街における詳細計画 P.A. の策定計画、提案である。上述のスドウの場合と同様、関連して公開されている多くの資料を参照する。
- 5 主に、アル・アハワーン (Al Akhawayn) 大学図書館、現地都市計画関連機関の他 (以上モロッコ)、フランス国立図書館、フランス都市計画研究所図書館、都市計画図書センター Centre de documentation de l'urbanisme、アラブセンター世界 Institute du Monde Arabe (以上パリ) 等での文献収集・調査に基づいている。
- 6 インタビューや観察調査などの結果は文献調査の補足資料として位置づける。特に、本文中に記述した市や ADER、AUSF などの都市計画関連機関関係者へのインタビューでは、筆者が留学 (2001-2003 年) していたフェス近郊の Al Akhawayn 大学大学院生として、モロッコ人学生の翻訳協力も得ながら進めた。
- 7 ここでいう観察調査とは、筆者が 2001-2003 年の留学期間中随時行った旧市街における滞在・踏査の総称を指している。これまで、特に「公私の分離」解明の視点から調査結果をまとめている。文献 8。
- 8 三村によれば、一般に良好な市街地で住民がその維持・継続を望む場合に「保全」の手法が用いられる。「保全」とは凍結的保存ではなくて、積極的な「保全的開発」であるとされる。保護領時代に行われた文化財保護の特質は、上からの、それも凍結的保存であり、「保全」と区別する意味で「保存」を用いるが、これも次第に「保全」へと移行した。そのような「保全」に、既存ストックとしての歴史的建築・空間の再利用を目指す「再生」政策を加味したものが「保全再生」である。文献 9、pp. 108-109。
- 9 文献 15、pp. 271-302。
- 10 文献 14。
- 11 文献 11。
- 12 フェスはフェス川を挟んで左右両岸構造を取るが、右岸にはアンダルシア (南スペイン) から、左岸はカイラワーン (チュニジア) からの移民が多く住んだため、それぞれアンダールス岸、カラウィーン岸と呼ばれるようになった。両岸の中心となったのが、それぞれの指導者が建立したアンダールス・モスク、カラウィーン・モスクであり現在も旧市街の二大核となっている。
- 13 建設当初 (イドリース朝時代)、旧市街は左右両岸ごとに城壁に囲まれていた。以後王権の変遷とともに両岸が架橋、統合され (1069 年頃: ムラービド朝時代)、軍事都市フェス・エル・ジュエディが建設された (1276 年: マリーン朝時代)。またイスラーム社会の確立とともにウラマー (法学者) の拠点たるモスクが、イスラーム世界全体における流行の中で複

- 数のマドラサが、スーフイズム（地域色の強い民間聖者信仰）の隆盛に伴いザウィーヤ（道場）が、それぞれ歴史的背景の中で建設された。
- 14 ワクフとは、元来は（不動産等に関する私的権利の）「停止」を意味するアラビア語で、実質はモスク等の公的施設の建設・維持のための、政府や個人による土地や財産の寄進である。モロッコのワクフはハブースと呼ばれる。詳細は日本イスラム教会監修『イスラム事典』平凡社、1982「ワクフ」の項、及び加藤博『文明としてのイスラーム—多元的社會叙述の試み—』東京大学出版会、1995、pp. 183-187、を参照されたい。
 - 15 文献2、p. 13。
 - 16 「公私の分離」を規範としてイスラーム世界の都市に一定の階層的な空間構成原理を見出す手法は一般的に見られる。背景には、イスラーム世界の都市の無秩序さ、停滞性などを結果的に強調してきた20世紀の欧米研究者（オリエンタリスト）による言説への批判・反省から、何らかの秩序や原理を発見していくことに研究の主眼が置かれた経緯がある。この点については、文献3に詳しい。フェスについては、人類学者ル・トゥルノー（Le Tourneau, R）が旧市街の主要な通りを抽出して明示している。文献20。また、建築史学者ルボー（J.Reveau）が住宅のプランを中心によりミクロな視点から空間構成を議論している。文献24。文献8はここに観察調査を加味し、主要通り・街区通り・袋小路の大きく3階層を素描している。
 - 17 文献25及び24の図版・記述を元に筆者加筆修正。
 - 18 文献24、vol. 2、p. 163の図版を元に筆者加筆修正。トゥルノーによれば、旧市街には15の歴史的街区が存在していたとされる。図版からは、夜間に閉じられる街区門、袋小路をも閉鎖できる門（住区門と呼ばれるべきか）も確認され、やはり一種のコミュニティーを形成していたものと推察される。街区は一般的にはハーラあるいはマハッラと呼ばれ、表通りに面する住宅であっても街区通りや袋小路に対して開口する傾向にあることで知られる。詳細は上掲『イスラム事典』「ハーラ」の項を参照されたい。フェスの街区も同様の原理の元に構成されていると考えられるが、より定量的な分析によって検証する必要がある。
 - 19 一般に、旧市街においては、高密度な空間から一度住宅に入ると植栽された中庭において開放空間が確保されている。都市の内奥に進んだ末端の住宅において、採光や空調を可能とし、しかも各戸で私有された開放空間としての中庭の存在意義は極めて大きい。一方旧市街の建物は概して、共有壁によって隣接建物と密着しており、前庭やバルコニー等という形で建物外部に開放空間を求める余地は殆どない。旧市街の構成原理とは、いわば「内側に開く論理」に基づくのである。これは一種の仮説であるが、たとえば、筆者らによる2003-2004年住宅総合研究財団助成研究「モロッコ・フェス旧市街の保全再生手法に関する研究」においてはGIS（地理情報システム）を活用した旧市街の構成原理の定量的な解明を試みている。
 - 20 1854-1934年。1924年元帥。本名ユベール（Hubert）、マレシャル（Maréchal）は元帥の称号。ガリエニ将軍の補佐官としてトンキン、マダガスカルを転戦した後、1912年保護領モロッコの初代総督に就任、16年からはフランス陸軍大臣を兼務した。植民統治と現地との融和を両立させる手腕に優れ、モロッコ統治はその絶頂期であった。とりわけ新旧市街の分離政策は、旧市街を少なくとも物的に、今日まで継承しえた点に功績がある。個人的にもモロッコを始め外国文化を高く評価し、退任後の1931年には各地の物産から建築（パビリオン）までをヴァンセンヌに集めた、いわゆるパリ植民地博覧会を主催している。博覧会の詳細については文献23に詳しい。
 - 21 リョテ方式とは、スルタンを頂点とするモロッコの伝統的な国家体制を名目的に温存し、実際の行政決定権はフランス人行政官が保持する手法である。たとえば、スルタンが法令を発布する際にはフランス人顧問の副署が必要であった。日本人としてもかなり早い時期、1939年にモロッコを見聞していた山田吉彦（後のきだみのる）はリョテ方式に注目し、統治の方式を図示しながら概略を記述し、「こうしてフランスの氣息はモロッコのすみずみに

- まで浸透している」と賛嘆している。文献10。
- 22 聖者（スーフィー）とはイスラーム世界の、より地域色の強い民間信仰の教祖的存在であり、モロッコではマラブーあるいはマリブーなどとも呼称される。バラカ（神の恵み）を聖なる力とし、予言や病気の治癒などの奇跡を行うことによって聖者とみなされるが、下層階級出身者が多いことでも知られる。文献1。また民衆に支持されることが聖者の唯一の条件であり、ごく稀にムスリムやモロッコ人でない場合もある。リヨテの場合は、死後ラバトに聖者信仰型の廟が築かれた。また、モロッコ人作家アブデルケビル・ハティビはモロッコ側に寝返ったポルトガル人兵士が聖者となった例を伝えている。文献12、邦訳版 p. 269。
 - 23 リヨテの総督就任と同時に招かれたのが青年期のアンリ・プロストである。社会改良団体 ミュゼ・ソシアル (Musée Social) の会員であったプロストは、その理想主義的な都市計画理念でアントワープ市マスタープランの国際コンペで優勝したばかりであった。首都ラバト、商業都市カサブランカを初め、フェスやマラケシュといった計9都市のマスタープランを策定した。リヨテの意向を受けた新旧市街の分離主義を計画に反映させる一方、新旧市街の都市設計方針は複数の広場を都市軸が相互に接続するバロック型のデザインを基調とした。文献7。
 - 24 ハッサンの塔は1194年建設開始、1199年未完のまま中断。ハッサンの塔やヒラルダの塔（セベリア）のモデルになったと言われるクトゥピアの塔は1153年建設開始、1190年に竣工された。以後北アフリカ・南スペイン地域のイスラーム建築の地域的特質を示す重要な遺産として言及されている。
 - 25 主に海軍がマルセイユの軍港との接続を望んだ。
 - 26 同機関は1924年4月1日のダヒール（法令）によって、新旧市街の計画にも関連することとなった。
 - 27 次いで1914年、同法を基に発展させる形で「史的記念物・景観地・碑文・美術品・古美術品及び旧市街地と地方建築の保護に関する法律」が公布され、1980年12月25日の改正を経て今日の法となった。文献11。
 - 28 新旧市街の分離主義は元々旧市街に住んでいた人々と西欧人の分離を確保しただけでなく、新しく流入してきた人々をも旧市街に押し込める結果を招いた。文献7。
 - 29 リヨテの退任後は「リヨテ方式」から直接統治方式へと政策転換し、特に軍事拠点として整備された。モロッコはヨーロッパの要衝であり、いわゆる「外人部隊」として知られる軍隊の駐屯基地となった。
 - 30 1940年にフランスはナチス・ドイツに降伏、当時84歳であったベタン元帥が対独協力的なヴィシー政権を発足させた。モロッコにおけるドイツの発言力の拡大はマイケル・カーチス監督の映画『カサブランカ』の時代背景ともなっている。が、ドイツの支配は長く続くことなく、1942年にモロッコに上陸した連合軍とともにモロッコ軍もノルマンディーに上陸した。
 - 31 旧市街入口に近い、プー・ジュールド公園正面に事務所を設置した。現在、主に実測調査等による歴史的建築物の調査等を主要な業務としている。なお日本の青年海外協力隊の建築隊員が歴代勤務している。
 - 32 本節の論述は文献7を要約的に再構成した。
 - 33 数度に渡る調査の実行、国際協力体制の確立といった、策定に至る経緯については文献6に概説されている。なおスドウについての一般的解説としては、文献19（フランス版）及び22（モロッコ版）が総論的な位置づけを行っている。
 - 34 フランス人都市計画家ドゥッチェ (J. Dethier) は、モロッコ独立は都市計画分野においては大きな影響をもたらさなかったと述べている。文献16。むしろドゥッチェ自身が68年～70年まで公共事業省の都市計画局及び住宅局の局長を務めるなど、独立以後もフランス人建築家・都市計画家らの一部が残留し官民両面において指導的な役割を果たしていた。

- S.D.A.U.に至るまでの都市計画理念の転換はフランス人によってなされたといえよう。
- 35 文献 25、vol. 1, p. 3 において旧市街の保全が目標であることが示されている。フェスの都市計画は、新市街や郊外地といった新しい市街地の計画に加え、それら既成市街地のコントロールをも含む総合的な政策ツールとなったのである。
 - 36 旧市街が元々単体で完結した都市である点、新市街が旧市街の歴史とは殆ど脈絡のないままに分離され建設された点、更に郊外地が追われてきた都市計画であった点を考えると、それらを統合しようとする視点はフェスを全体として捉えた初めてのものである。
 - 37 文献 25、vol.7。旧市街レベルの拠点型開発は、最終巻であり政策提案部である第7巻で扱われている。
 - 38 都市拡張計画 (Plan d'extension) ・都市整備計画 (Plan d'aménagement) ・街路線制度 (Arrêté d'alignement) はモロッコの20世紀都市計画の根幹をなしているが、全て1914年4月16日の、初の都市計画関連ダヒールによって公布されたものである。
 - 39 対象地域はカラウィーン・モスクに隣接するSagha地区で、2つの袋小路Derb SeboulouyatとDerb Ben-Ayounからなる過密化地区であり(65棟、210家族、1250居住者)、元々歴史的価値のあるとされる邸宅が多い地区である。
 - 40 文献 25、vol.7, pp.18-19。過密化した住宅から転出するのは、差し迫った倒壊の危険があるなどやむをえない場合に限るとしている。
 - 41 ADERはAgence pour la Déidentification et la Réhabilitationの略で、政府と世界銀行、UNESCO等の出資による機関である。
 - 42 AUSFはAgence Urbaine de Sauvegarde de Fèsの略である。
 - 43 92年6月17日に都市計画法の改正ダヒールが公布された。文献13(Gret-gridauhは都市・地域計画関連研究者、実務家の国際的な研究グループである。本稿はpdfファイルにて公開されている。: <http://gridauh.univ-paris1.fr/sites/fr/fichier/3f4e364409786.pdf>)、及び文献22、pp.152。
 - 44 91年7月12日のダヒールによって初めてS.D.A.U.の法的正当性が認められた。文献22、pp.192-198。
 - 45 1980年にUNESCO事務局長のM'Bow, A.M.氏によるアピールが行われ(要旨は文献21)、特にフェスはイスラーム世界の都市としては最初の歴史的環境保全の試みであることが触れられている。81年に正式に世界遺産(文化遺産)に登録され、以後S.D.A.U.1980の策定からいくつかの詳細計画の計画提案まで、主にコンセプト面で一連のプロジェクトを主導してきた。一方、事業面でこれを支えた世界銀行は、特に第一次5ヵ年計画から参画し、現在ではMENA(Middle East and North Africa)地域での文化遺産と発展プロジェクトを独自に展開している。文献27。
 - 46 世界銀行の出資を得て行われた大規模な策定調査・提案で、P.A.の前段階であるEsquisse d'aménagementを極めて具体的に提示した。95年にはフェスのワーリー(県知事)でモロッコ都市計画研究の第一人者であるM'hammed Dryef氏を始めとするフェス側の担当者と、世界銀行BMの江口陽子、Francois Amiot両氏らが、旧市街のP.A.の策定を明確な目標と定めた。P.A.は1/2000スケールのプランと諸規則を備えるものとされる。文献17、pp. S15-S19。
 - 47 第3タラーのコンセプトとは、旧市街の主要通りタラー・ケビラ、タラー・セギラに次いで3本目のタラーという意味である。通過可能な車種を緊急自動車や公共交通に限定するなどの規制を設けられた道路という設定である。
 - 48 ただし、吉田正二(1999)は、内務省系列の機関(ADER, AUSFなど)と、文化省系列の機関、例えば歴史的建造物検査局(L'Inspection des Monuments Historiques)などが明確な位置づけがないまま並列している実情を指摘している。
 - 49 文献5。

- 50 バイオリンなど弦楽器を中心とする、5、6人で構成される楽団によって演奏される音楽。モロッコの伝統的音楽とされているが、歴史的には南スペイン（特にグラナダ）からユダヤ人によって持ち込まれたとも言われる。文献26、pp. 180-183。
- 51 文献18、pp. 237-261。
- 52 文献18、p. 241。
- 53 文献18、p. 240。
- 54 文献18、p. 342。の図面を基に筆者加筆修正。人型をプロットした平面図はグラスゴー（イギリス）における1948年の過密居住住宅を想起させる。
- 55 文献18、p. 339。の写真を引用。中庭に面した大扉は通常は開かれているはずのものが、一部屋が一家族の空間となっているため間仕切りのシートが吊るされている。
- 56 空き家が発生した場合には、隣人が先買権を有することが、マーリク学派の慣習法で決められていた。結果的に、それは袋小路単位での親族所有に繋がったものと考えられる。文献4、p. 12。

参考文献

- (1) 私市正年『イスラム聖者一奇跡・予言・癒しの世界』講談社現代新書、1996。
- (2) 私市正年「イスラム都市の性格と都市史の諸段階－フェスの歴史からみた試論」『イスラムの都市性・研究報告』研究報告編43、1989。
- (3) 羽田・三浦編『イスラム都市研究－歴史と展望』東京大学出版会、1991。
- (4) ベシーム・S・ハキーム『イスラム都市－アラブのまちづくりの原理－』佐藤次高監訳、第三書館、1990。
- (5) 松原康介「フェスの新市街におけるモスクの創建過程と空間的特質について」都市計画論文集、38、2003。
- (6) 松原康介「フェスの土地利用計画の変遷から見た新旧市街の分離主義の転換」都市計画論文集、37、2002、pp. 469-474。
- (7) 松原康介「モロッコ・フェスにおける植民都市と旧市街の複合過程」都市計画論文集、35、2000、pp. 61-66。
- (8) 松原康介他「モロッコ・フェス旧市街の公私境界－ゲルニーズ街区の混合利用」、住宅建築、2003年2月号、pp. 145-149。
- (9) 三村浩史『地域共生の都市計画』学芸出版社、1997。
- (10) 山田吉彦『モロッコ』岩波新書、1951。
- (11) 吉田正二「モロッコ・フェスにおける歴史的環境の保全について－メディナ保全の歴史的展開と今日の課題」日本建築学会計画系論文集、第520号、1999。
- (12) Abdelkebir Khatibi, *Figures de l'étranger*, Denoel, 1987. (渡辺諒訳『異邦人のフィギュール』水声社、1995)
- (13) Ali Sedjari, *Presentation du Droit de l'Urbanisme au Maroc*, Gret-gridauh, 2002.
- (14) Balbo. M and Daniele.P, *Medina di Fes*, Milano, CittàStudi, 1992.
- (15) Bianca. S, *Urban form in the Arab world past and present*, London, Thames & Hudson, 2000
- (16) Dethier.J, "Evolution of Concepts of Housing, Urbanism, and Country Planning in a developing country: Morocco, 1900 - 1972", Brown L. Carl, ed., *From Medina to Metropolis*, Princeton, 1973.
- (17) Groupe Huit, *Projet de Réhabilitation de la Médina de Fès*, Rapport final, Paris, Royaume du Maroc, 1996.
- (18) Group Huit-Urbaplan-Sides, *Sauvegarde de la ville de Fès*, Tome1-2, Paris, UNESCO, 1992.

- (19) Lacaze, J-P, *Introduction à la planification urbaine -Imprécis d'urbanisme à la française*, Paris, Presses de l'école national des Ponts et chaussées, 1995.
- (20) Le Tourneau, R., *Fès avant le protectorat*, Casablanca, 1949.
- (21) M'Bow, A.M, Appeal, *For the Safeguarding of the city of Fez*, UNESCO, 1980
- (22) M'hammed Dryef, *Urbanisation et droit de l'urbanisme au Maroc*, CNRS, 1993.
- (23) Morton. P. A., *Hybrid Modernities: Architecture and Representation at the 1931 Colonial Exposition, Paris*, The MIT Press, 2000. (長谷川章訳『パリ植民地博覧会－オリエンタリズムの欲望と表象』ブリュッケ, 2003)
- (24) J.Reveau, *Palais et demeurs de la ville de Fès*, 3 vols, 1988.
- (25) Royaume du Maroc, Ministère de l'habitat et de l'aménagement du territoire, *Schéma directeur d'urbanisme de la ville de Fès*, 7 vols, Paris, UNESCO, 1980.
- (26) Sijelmassi M, *Le Maroc au xx^e siècle*, Casablanca, Oum éditions,2001.
- (27) The World Bank, *Cultural Heritage and Development -A framework for action in the Middle East and North Africa*, 2001.

[2003.7.7 受理]

[2004.1.14 採録]

論文に関するコメント

モロッコの旧都フェスについてその街路空間の特徴とこれの変容していく状況を記述した論文である。この論文では、近代化の過程で歴史的な空間構成が変容してゆき、これに対して主として建築遺産の保全を目的とする計画が実施されてきた関係を、文献により整理し記述している。他都市との比較を行っていない点、今後の保全再生に関する提案が明確でない点は残念であるが、掲載されている図版や著述の内容からは、主要通り、街区通り、袋小路のような街路の階層構造が着目されており、建築単体の保全だけではなく、階層的な街路構造全体の保全を図ることの重要性が感じられる。このような街路とその両側の建築で形成される空間構成を追及してゆくことは、歴史的遺産の保全に止まらず、多くの日本の都市、世界の都市の街路空間を住民にとって快適なものに再編整備してゆくための計画的ツールに発展する可能性を持っている。本論文はこのような意味で、今後の都市計画研究の資料として意義が認められる。

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 塚越 功 記